

3 バイオディーゼル燃料による地域循環システムの確立に向けた制度の充実について ～COP3開催都市におけるバイオマスエネルギーを活用した先駆的な取組～

(環境省・経済産業省・農林水産省・国土交通省・総務省)

家庭や事業所から出る廃食用油を回収、再生したバイオディーゼル燃料は、環境にやさしい低公害燃料であり、リサイクルの促進、二酸化炭素排出抑制のほか、地域に根ざした回収活動を通じて環境意識の向上や地域コミュニティの活性化も期待できるなど、多大な効果と意義を有するものであります。

COP3開催都市である本市では、ごみ収集車や市バスでのバイオディーゼル燃料の使用や独自の燃料化施設の建設（平成16年6月稼動）等、先駆的な取組を進めるとともに、バイオディーゼル燃料の更なる普及を目指す観点から、燃料品質の規格制定や廃食用油燃料化事業への財政支援等について、要望いたしてまいりました。

国におかれましても、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定され、バイオマス由来の自動車燃料の円滑な導入に向けた規格化等についての検討や支援制度の創設、バイオマス燃料対応自動車開発促進事業にも取り組まれているところであります。

更には、全国の関係者による研究会組織が設立され、連携の強化や全国的な協議会組織への発展を目指した取組も緒についたばかりであります。

廃食用油燃料化事業は、地球温暖化防止や循環型社会の構築に向けた具体的な推進事業として、多くの自治体で取組が始まっていますが、地域レベルでの一層の普及促進に向け、「京都議定書」採択の地であり、廃食用油燃料化事業において先駆的な取組を推進する本市から、更なる制度の充実を提案いたします。

提案事項

- 1 バイオディーゼル燃料の品質安定化と適合車両開発促進などのための日本工業規格（JIS）の制定等
- 2 廃食用油燃料化事業への支援制度の確立
 - ・地域における廃食用油の回収及び燃料化施設の整備に対する財政支援等
 - ・バイオディーゼル燃料の使用に伴う税制面をはじめとする優遇措置等

主な提案先：環境省（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、総合環境政策局環境経済課、地球環境局地球温暖化対策課）

経済産業省（産業技術環境局標準課、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課）

農林水産省（大臣官房環境政策課資源循環室）

国土交通省（自動車交通局技術安全部環境課） 総務省（自治税務局都道府県税課）

本件に関する連絡先：環境局 環境政策部 循環型社会推進課長 安西伸一郎 TEL075-222-4091

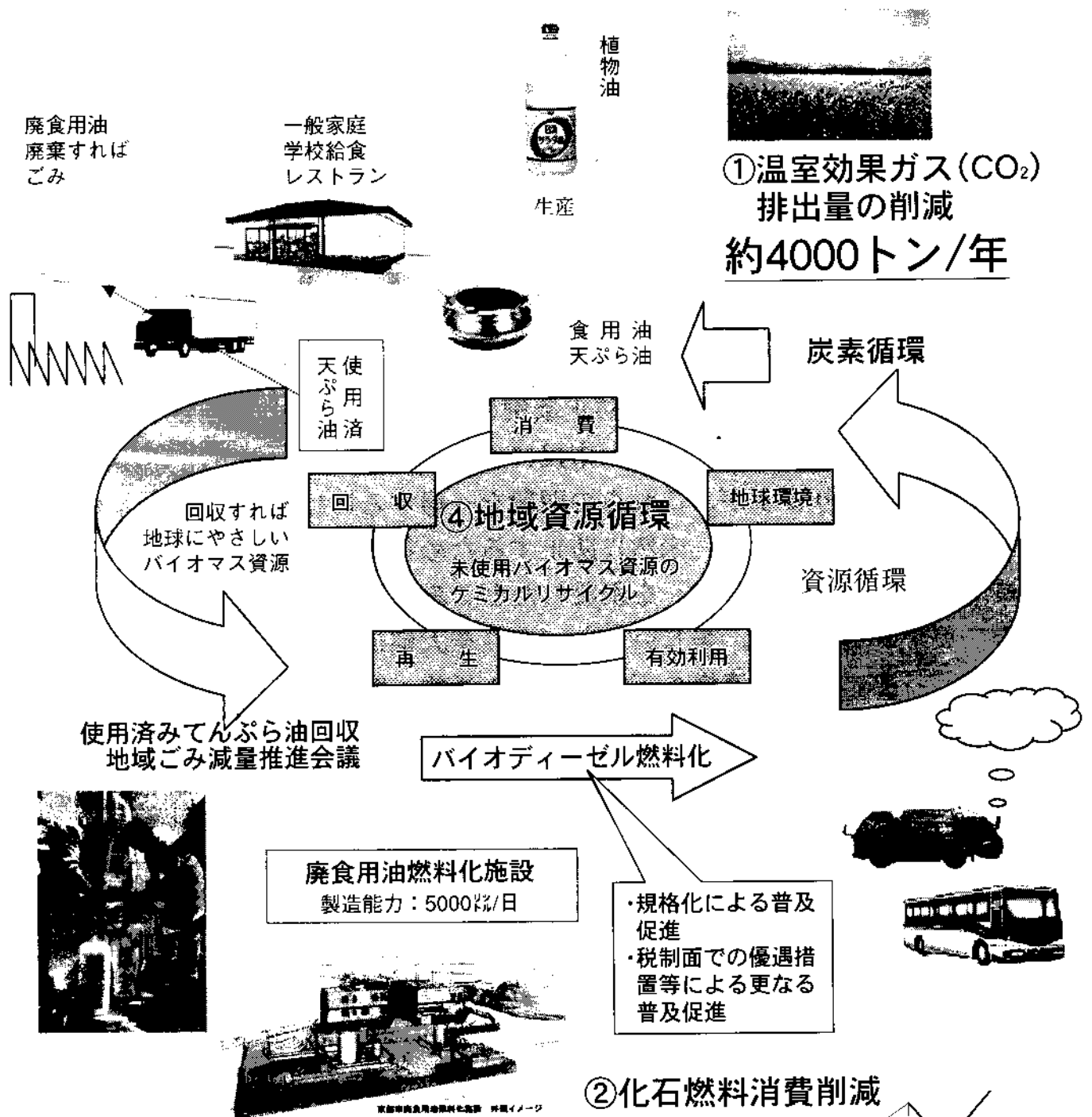
環境局 施設部 施設整備課 担当課長 中村一夫 TEL075-212-8500

交通局 自動車部 技術課長 相田正雄 TEL075-822-9154

理財局 税務部 主税課長 木村 裕 TEL075-213-5202

バイオディーゼル燃料化事業

ー 地球温暖化防止と地域循環型社会の構築に向けた取組み ー



- ・地球にやさしい
軽油代替燃料
- ・化石燃料消費削減
- ・クリーンなバイオマスエネルギー
- ・CO₂排出削減に貢献
- ・地域密着型の循環型社会に貢献

②化石燃料消費削減
150万ℓ/年

化石燃料

③排ガスのクリーン化
(軽油比較)

黒煙 1/3～1/6

SOx 1/100以下